

# 雇用促進支援融資

厳しい雇用情勢の中で新規雇用を図る中小企業者の方を支援するための融資制度を創設しましたので、御活用ください。

区 分	雇 用 一 般	雇 用 特 別
融 資 対 象 と な る 方	<p>①新たに常用労働者(労働基準法第107条の労働者名簿記載の者。以下同じ)を<u>3名以上雇用しようとする(※)</u> 中小企業者・組合 *雇用計画書が必要</p> <p>②福利厚生施設等の労働環境の整備、職員研修・職員募集等を行おうとする中小企業者・組合</p>	<p>①京都ジョブパークを利用して新たに常用労働者を<u>2名以上雇用しようとする(※)</u> 中小企業者・組合 *雇用計画書が必要</p> <p>②京都未来を担う人づくり推進事業等により京都未来を担う人づくりサポートセンター及び高校生緊急就業支援センターの就業支援を受けた者を新たに常用労働者として雇用しようとする又は雇用している(雇用して1年以内に融資申込受付されたものに限る)(※) 中小企業者・組合 *センターの就業支援証明書、及び雇用計画書又は労働者名簿等による確認が必要</p> <p>③障害者を常用労働者として雇用している(雇用することが確定している場合を含む。) 中小企業者・組合</p> <p>④障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行おうとする中小企業者・組合</p>
	<p>※府内総雇用者数全体で常用労働者が本規定で定める数以上増加しないものを除く。 平成23年3月末までは、いずれも1名以上で可</p>	
融 資 利 率	年1.9%(固定金利)	年1.7%(固定金利)
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金(雇用一般②・雇用特別④は、その目的に合う資金) 10年以内 <原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可>	
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円	
担 保 ・ 保 証 人	<p>◆原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)</p> <p>◆いきいき割引(注)の場合 保証料率年0.2%引下げ</p>	
融 資 相 談 受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 〔 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金 〕	
問 い 合 わ せ 先	<p>◆京都府商工労働観光部経営支援課 (TEL:075-414-4822)</p> <p>◆京都市中小企業支援センター (TEL:075-366-5222)</p> <p>◆京都ジョブパーク (TEL:075-693-5452) 同北部サテライト (TEL:0773-22-3815)</p> <p>◆京都未来を担う人づくりサポートセンター (TEL:075-644-5995)</p> <p>◆高校生緊急就業支援センター (TEL:075-682-8933)</p>	

(注) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。